## 千早赤阪村後援名義取扱要綱

令和元年6月20日要綱第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、千早赤阪村(以下「村」という。)の後援名義使 用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援名義」とは、村長が、団体の行う事業 に対し、その趣旨に賛同し、及び応援の意を表して支援するため、使 用を認める村の名義をいう。

(対象となる団体等)

- 第3条 後援名義の使用の承認を受けようとするものは、次の各号の いずれかに該当する団体等とする。
  - (1) 国又は他の地方公共団体
  - (2) 独立行政法人
  - (3) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第1条に規定する学校
  - (4) 公益社団法人又は公益財団法人
  - (5) 特定非営利活動法人
  - (6) 教育、学術、文化、スポーツ、福祉・医療又は観光の振興事業 を行う団体
  - (7) 自治会その他の地域活動を行う団体
  - (8) 前各号に掲げる団体のほか、村長が適当と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、対象団体等としない。
  - (1) 特定の政治、宗教、思想等に関連した団体等
  - (2) 特定の公職者又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体等
  - (3) 千早赤阪村暴力団排除条例(平成 25 年千早赤阪村条例第 20 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力 団密接関係者
  - (4) その他後援名義使用が適当でないと村長が認める団体等 (承認の対象となる事業)

- 第4条 後援名義使用の承認の対象となる事業は、次のいずれかに該 当する事業とする。
  - (1) 村の事業の推進、普及又は啓発に寄与するもの
  - (2) 村民の教育、学術、文化、スポーツ又は地域活動の振興に寄与するもの
  - (3) 村民の福祉・医療の増進に寄与するもの
  - (4) 青少年の育成に寄与するもの
  - (5) 地域の観光の振興に寄与するもの
  - (6) 地域社会の発展に寄与するもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当と認めるもの
- 2 村長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する事業に対しては、後援名義の使用を承認しないものとする。
  - (1) 村の行政方針に反するもの
  - (2) 営利又は商業宣伝を目的とすると認められるもの
  - (3) 特定の団体又は個人の宣伝又は売名を目的とするもの
  - (4) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるもの
  - (5) 政治的中立性、宗教的中立性その他村の中立性を侵すもの
  - (6) 村の名誉を毀損し、又は信用を失墜するもの
  - (7) 有料で実施するもの。ただし、収益相当額の寄附を目的に実施する場合又は参加料等の徴収額が当該運営に係る実費相当額である場合は、この限りでない。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が後援名義の使用を不適当と 認めるもの

(承認の申請)

- 第5条 後援名義の使用の承認を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、承認を必要とする日の14日前までに千早赤阪村後援名義使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。
  - (1) 事業を実施する団体の概要がわかる書類
  - (2) 事業計画書

- (3) 収支見込書
- (4) その他村長が必要と認める書類

(承認等の決定)

- 第6条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当 と認めるときは、千早赤阪村後援名義使用承認通知書(様式第2号) により、不適当と認めるときは、千早赤阪村後援名義使用不承認通知 書(様式第3号)により申請団体に通知するものとする。
- 2 村長は、前項の規定による承認を行うときは、必要に応じて条件を付することができる。

(後援名義の使用期間)

第7条 後援名義の使用期間は、承認を受けた事業(以下「承認事業」という。)の開始の日から終了の日までとし、6ヶ月を限度とする。 ただし、当該事業の内容によりやむを得ない場合は、6ヶ月を超えて 使用させることができる。

(事業内容の変更)

第8条 申請団体は、承認事業の内容を変更しようとするときは、速やかに千早赤阪村後援名義使用事業内容変更届(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(事業実績の報告)

第9条 申請団体は、承認事業が終了したときは、千早赤阪村後援名義使用事業実績報告書(様式第5号)を提出しなければならない。ただし、村長が特に提出の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(承認の取消し)

- 第 10 条 村長は、後援名義の使用の承認を受けた団体が次の各号いずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
  - (2) 第4条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認め られるとき。
  - (3) 第6条第2項の規定により付された条件を履行しなかったとき。
  - (4) 後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があった

とき。

2 村長は、前項の規定により承認を取り消したときは、千早赤阪村後援名義使用承認取消通知書(様式第6号)により当該団体に通知する ものとする。この場合において、後援名義の使用の承認を取り消した ことによる損害は、申請団体が負うものとする。

(免責)

第 11 条 村は、後援名義を使用した事業によって生ずる損害について 一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、村の後援名義の取扱いに関し 必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年4月7日要綱第20号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

年 月 日

千早赤阪村後援名義使用承認申請書

千早赤阪村長 様

申請者 住所

団体名

代表者名

印

連絡先

下記の事業を実施するにあたり、後援名義の使用を承認くださるよう申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 主催者名
- 3 事業開催の要領

目	的							
概	要							
期	間	年	月	日 ~	年	月	日 (	日間)
場	所							
参加	予定者							
Ż	数							
We as at	30 Fi 44			有	•	無		
	認団体	有の場合、	承認団体	(承認申	請団体も	(含む)	を記載して	こください。
=	等	(						)

4. その他の承認内容

○賞状等の交付	(名義、	公印使用)	○施設使用料等の減免	
○その他(			)	

## 備考

- 1 この申請書は、後援名義の使用の承認を必要とする日の14日前までに提出すること。
- 2 事業計画書、その他申請の内容がわかるものを添付すること。

第 号 月

日

年

様

千早赤阪村長 印

千早赤阪村後援名義使用承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用について、下記 のとおり承認しましたので通知します。

- 1 事業の名称
- 主催者名
- 3 事業開催の内容

期	間	年	月	日~	年	月	月 (	日間)
場	所							

4. その他の承認内容

○賞状等の交付	(名義、	公印使用)	○施設使用料等の減免	
○その他(			)	

※賞状等交付の場合(名義・公印使用)

(1)賞状	(2) (	)	
使用する名義	(		)
※賞状について	は公印を押しますの	で、準備をお願いしま	きす。

## 備考

- 1 申請内容に変更があった場合は、速やかに後援名義使用事業内容変更届を 提出してください。
- 事業を終了したときは、後援名義使用事業実績報告書を提出してください。
- 3 後援名義の使用承認後においても、千早赤阪村が後援をすることが適当で ないと認めるときは、承認を取り消す場合があります。
- 4 後援名義を使用した事業によって生じた損害について村は責任を負いませ  $\lambda$ .

 第
 号

 年
 月

 日

様

千早赤阪村長

印

千早赤阪村後援名義使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用について、下記の とおり不承認としましたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 主催者名
- 3 事業開催の内容

期	間	年	月	日 ~	年	月	日 (	日間)
場	所							

4. その他の承認内容

○賞状等の交付(	名義、公臣	印使用)(	○施設使用料等の減免	
○その他(				)

5 不承認理由

6 問い合わせ先

年 月 日

千早赤阪村長

様

申請者 住 所

団体名

代表者名

印

連絡先

千早赤阪村後援名義使用事業内容変更届

年 月 日付け、 第 号で後援名義の使用承認を受けた事業の内容について、下記のとおり変更が生じましたので届出します。

記

変更事項	変更前	変更後

年 月 日

## 千早赤阪村後援名義使用事業実績報告書

千早赤阪村長 様

申請者 住 所

団体名

代表者名

囙

連絡先

年 月 日付け、 第 号において後援名義の使用の 承認を受けた事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 主催者名
- 3 事業開催の内容

事業	内容							
期	間	年	月	日 ~	年	月	日 (	日間)
場	所							
参加	者数							
他の承	認団体							

4. その他の承認内容

○賞状等の交付	(名義、	公印使用)	○施設使用料等の減免	
○その他(				)

- 5 添付資料
  - ○収支決算を明らかにする資料等を添付してください。
  - ○賞状等の交付(名義、公印使用)を承認した場合は、審査内容や結果、 また交付対象者などが分かる資料等も添付してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

千早赤阪村長 印

千早赤阪村後援名義使用承認取消通知書

年 月 日付け、 第 号で通知した後援名義の使用について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 取消理由